



広報

FUKAURA

ふかうら

No.384

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

ワクチンが町へ配送される日程が決まっていないため、接種開始日もまだ決まっていますが、4月以降から高齢者の接種は開始予定です。

間もなく始まるワクチン接種へ向けて、今回も『新型コロナウイルスワクチン接種』に関する情報やスケジュールなどをお知らせします。

接種券が届く順番は？

町では、国が示す接種順位・町に届くワクチン量を考慮しながら、接種券を順次、送っていきます。

接種券は以下の順番で発送する予定です。（年齢は令和3年度末の年齢です）

- ① 高齢者施設へ入所されている65歳以上の方
※町内施設は入所先へ接種券をお送りする予定です
- ② 85歳以上の方
- ③ 75歳以上の方
- ④ 65歳以上の方
- ⑤ 64歳以下の方

接種券はいつ届くの？

町へワクチンが届く日にちが決まり次第、対象となる方へ接種券をお送りします。

今のところ日程は決まっていますが、接種券の発送は、上記①②の方は、4月中旬から下旬を見込んでいます。

ワクチンの量と届く日にちに合わせ、その後に③の方、次に④の方…とお送りします。

基礎疾患のある方とは？

国では、一定の接種順位を決めて、徐々に供給されるワクチン量に合わせて接種を進めていく予定です。

高齢者の次の優先順位として、基礎疾患のある方となっていますが、『基礎疾患のある方』とは、次のいずれかにあてはまる方です。

次ページへ続く

(1) 以下の病気や状態で、通院や入院をしている方

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病（脂肪肝や慢性肝炎を除く）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病 または他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
- ⑧ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
- ⑪染色体異常
- ⑫重度心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）
- ⑬睡眠時無呼吸症候群

接種をうけるにあたり、診断書などは必要ありません。予診票に記載する治療している病気の項目を、医師が確認します。

(2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

※BMIの計算方法 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

例：身長170cm/体重87kg → $87 \text{ kg} \div 1.7 \text{ m} \div 1.7 \text{ m} = 30.1$

BMIは30以上です

身長160cm/体重77kg → $77 \text{ kg} \div 1.6 \text{ m} \div 1.6 \text{ m} = 30$

BMIは30以上です

基礎疾患のある方はどこで接種するの？

原則として、町に住所のある方は町内で接種となっており、町内3か所の集団接種会場で接種を受けることになります。

ただし、例外的に基礎疾患のある方は町外のかかりつけ医での接種も可能となっています。

しかし、市町村へのワクチン配分や医療機関へのワクチン配分などの関係で、希望通りにかかりつけ医で接種できない可能性があります。まずは、かかりつけ医に相談してみましょう！

そのうえで、かかりつけ医から「町での集団接種は差支えありません」と言われた際は、町の集団接種会場で接種を受けてください。（接種券には、かかりつけ医療機関記入欄がありますので、受診する機会に接種券が手元に届いている場合は、持参し記入してもらってください。）もしも、「ここ（かかりつけ医）で受けた方がいい」と言われた際は、かかりつけ医で接種予約を行ってください。

住所地と違う所にいるときは？

原則として、住民登録している住所地での接種になっていますが、様々な事情により住所地と違う所で接種する場合は、手続きが必要な場合があります。

【手続きが必要ない方】

入院や入所している場合、基礎疾患で治療中のかかりつけ医で接種する場合

町から送付される接種券を手元に準備して、入院先や入所先、かかりつけ医にご相談ください。

【手続きが必要な方】

里帰り出産の妊産婦、単身赴任や出稼ぎ、遠隔地へ住む学生 など

手続きの流れ

- ①町から送付される接種券を手元に準備する（郵便局に転送届を出しておく、住所地に届いたものを家族に送ってもらう、町に送り先を事前に連絡しておく 等）
- ②接種しようと思っている医療機関がある自治体に『住所地外接種届出』を提出する（例：大宮市内の医療機関で受ける予定であれば大宮市へ提出。大宮市内のアパートに住んでいても、さいたま市内の医療機関で受ける予定の場合は、さいたま市へ提出）
- ③自治体から発行される『住所地外接種届出済証』と町から送付された接種券を持参して、医療機関で接種を受ける

※自治体により接種体制や予約方法等が異なりますので、事前に確認することをお勧めします。

※住所地外接種届出はインターネットによる申請も可能となるように国でシステムを準備中です。（『コロナワクチンナビ』で検索）自治体によりインターネットによる申請受付を行わないところもあります。

接種会場へ行く前に確認することは？

- ・ 予約日や予約時間を間違っていないか
- ・ 予診票を記入しているか
- ・ 体調は良いか、熱はないか
- ・ 接種券・予診票・身元確認書類（健康保険証や運転免許証など）の3点があるか
- ・ 服装は肩が出しやすいか

厚着すると接種部位の肩を出すまでに時間がかかるため、薄着の方が接種はスムーズに進みます。また、荷物は最低限にした方が接種はスムーズに進みます。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する相談や問合せ先は？

◎深浦町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口

電話番号 82-0288（新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康推進課））

対応時間 8時15分～17時（平日）

Eメール fukaura-health02@town.fukaura.lg.jp

◎厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

電話番号 0120-761-770

対応時間 9時～21時（平日、土日・祝日）

◎ファイザー新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル

電話番号 0120-146-744

対応時間 9時～20時（平日、土曜）

◎青森県新型コロナワクチン相談電話

電話番号 0570-012-018

対応時間 9時～17時（平日）

□問合せ先

新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康推進課）

TEL 82-0288

十二湖内の池における「釣り禁止」に ご理解とご協力をお願いします

人口減少や少子高齢化が進む中、持続可能な地域づくりを行うためには基幹産業の育成・活性化が欠かせません。

このため、町は一次産業と観光産業を基幹産業に据え、様々な施策を展開しているところですが、とりわけ、観光産業においては十二湖振興を図ることが重要となっています。

このような中、津軽国定公園に指定され、青森県指定の鳥獣保護区でもある十二湖において、昨秋、王池湖畔の木にルアー付きの釣り糸が絡まっている事例が見つかり、その湖底からはビールの空き缶やウイスキー瓶、ルアー、釣り固定具など多くのゴミが回収されました。

また、冬季閉山中の十二湖・王池でワカサギ釣りをする人が見られますが、落水事故等があった場合、迅速な救助ができず重大事故につながる恐れがあります。

このため、町は関係機関との協議を踏まえて、令和3年4月より十二湖における池での釣りを禁止することにしました。

美しい自然景観を後世に残すため、また、十二湖での事故防止など十二湖振興を図るうえから総合的に判断したところでありますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

■実施時期

令和3年4月より

■措置の対象

十二湖内のすべての池

■周知方法

十二湖入口に看板を設置するとともに、池の名板に釣り禁止を表示します。

□問合せ先

観光課 TEL 74-4412



王池湖畔の湖底から回収したゴミ



王池湖畔の木に絡まっていた釣り糸（ルアー付）

65歳以上の皆さんへ

第8期（令和3年度～令和5年度）介護保険料が決まりました

①保険料について

今回の第8期介護保険事業計画を策定するにあたり、介護保険事業運営協議会において、介護給付費見込量、被保険者見込数等を基に審議したところ、第7期介護保険料と同額（基準月額6,200円）に据置くことに決定しました。

所得段階	対象者	令和3年度から令和5年度		基準額に対する割合
		月額	年額	
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	1,860円	22,300円	基準額 ×0.3
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	3,100円	37,200円	基準額 ×0.5
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	4,340円	52,000円	基準額 ×0.7
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	5,580円	66,900円	基準額 ×0.9
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	6,200円	74,400円	基準額 ×1.0
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,440円	89,200円	基準額 ×1.2
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	8,060円	96,700円	基準額 ×1.3
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	9,300円	111,600円	基準額 ×1.5
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	10,540円	126,400円	基準額 ×1.7

※第1～3段階は、公費の投入に伴う軽減措置後の保険料です。保険料年額については、100円未満切り捨てとなります。

②保険料の納め方

普通徴収 年金額が18万円未満の人は、町から送られてくる納付書または口座振替で納めます。

特別徴収 年金額が18万円以上の人は、年金の定期払いの際、保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収（4月・6月・8月）

前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料を納めます（前年度2月分と同額）。

本徴収（10月・12月・2月）

確定した保険料の年額から、すでに納めている仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます。

※次のような場合は、一時的に納付書で納めます。

65歳になった年度、他の市町村から転入した場合、収入申告のやり直しなどで所得段階が変更になった場合 など

□問合せ先 福祉課 介護保険係 TEL 74-2117

**沿道美化清掃に
ご協力を！**

昨年は、新型コロナウイルス感染症の発生により急遽中止となりました沿道美化清掃について、今年も例年どおり町内会等各種団体の協力のもと、全町において沿道・海岸及びJR沿線付近の一斉清掃を実施します。

また、コロナ禍での実施となりますので密接を避け、高齢者や体調がすぐれない方などは無理せず出来る範囲でご協力くださるようお願いいたします。

自然を大切に、さわやかで、きれいな町にするためにも皆さんのご協力をお願いします。

なお、沿道美化清掃のごみ集積場所に、家庭のごみを出さないようにしてください。そのようなごみは回収しませんので、ご理解をお願いします。

◆実施日

4月17日（土）

□問合せ先

町民課 Tel 74-2115

**深浦診療所
「休診日」のお知らせ**

都合により、4月2日（金）の午後の診療は、休診となります。

□問合せ先

深浦診療所
Tel 82-0337

**合併処理浄化槽の設置費
用の一部を補助します**

町では、下水道が整備されていない地域においても快適な生活ができるよう、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽へ設置替え（新築含む）する費用の一部を補助しています。

◎補助限度額

補助金額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、以下に定める額を上限とします。

- ◆5人槽 352,000円
- ◆7人槽 441,000円
- ◆10人槽 588,000円

※1

合併処理浄化槽の人槽の算定人員については、『建築物の用途別による尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）』によるものとし、ます。

※2

なお、この基準から住宅の延べ面積により人槽の算定人員を判断していますが、対象となる住宅の使用水量や、居住人員が少ない場合、その使用状況及び生活状況を考慮して人槽の規模を縮小することがあります。

【例】

延べ面積130㎡以上の住宅の場合でも、日平均水道使用量が1㎡未満で、居住人員が1〜2人世帯は5人槽となる場合があります。

※詳細についてはお問合せください。

◎建物の用途

住宅（店舗等の併用住宅の場合）は、1/2以上が居住部分であること）

◎対象区域

公共下水道及び漁業集落排水処理区域以外の地域

◎その他

ア：町税等を滞納していないこと
イ：工事着工前に申請手続が必要です。（設置後は対象となります。）
ウ：対象期間 令和3年4月から令和4年2月末までに工事を完了するもの。

※その他の詳細事項やご不明な点などがありましたら、水道課下水道係へお問合せください。

□問合せ先

水道課 下水道係
Tel 74-4416 内線254



深浦町介護保険事業運営 協議会委員を公募します

町では、介護保険の適正な運営を確保するため、深浦町介護保険事業運営協議会を設置しています。

この度、委員の任期満了に伴い、町民の立場からの御意見、御提案をいただく委員を下記のとおり一般公募します。

◆応募資格

深浦町に住所を有し、満20歳以上の方

◆募集人員

3名以内

◆委嘱期間

令和3年6月1日

～令和6年5月31日

◆委員の仕事（審議内容）

①介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定・見直しに関すること

②介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の実施・評価に関すること

③地域密着型サービスの指定・指

定基準及び介護報酬に関すること
④介護保険サービス基盤の整備に関すること

⑤その他介護保険事業及び高齢者福祉事業に関し必要なこと

◆応募方法

官製はがきに、住所、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、職業、電話番号を記入のうえお申込みください。

※電話または電子メールでの申込みも可能です。

◆応募締切日

4月23日（金）

◆結果通知

応募多数の場合は、地域・年齢・性別・職業等の割合を考慮のうえ決定し、4月中に応募者に結果を通知します。

□申込み・問合せ先

福祉課介護保険係

〒038-2324

大字深浦字苗代沢84-2

TEL 74-2117

(133・135)

Eメール

kaigo@town.fukaura.lg.jp

固定資産課税台帳の縦覧 及び閲覧を実施します

町では、行政の一層の透明化、固定資産税評価及び課税の一層の適正化のため、令和3年度固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧を次の日程で行います。

自分の所有している土地・建物の評価を知る良い機会です。特に前年不動産を売買された方や、家を新築又は増築された方などは、縦覧及び閲覧するようお勧めします。

◆縦覧期間

4月1日（木）～5月31日（月）

※土・日・祭日を除く

◆閲覧期間

4月1日（木）から1年間

◆縦覧及び閲覧時間

8時15分～17時まで

◆縦覧及び閲覧場所

税務課、岩崎支所、大戸瀬支所

◆縦覧とは

町に固定資産税を納めている人、または納めている人からの委任状持参の方が土地の所在・地

番・地目・地籍・価格及び家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を他の土地や家屋と比較して見ることが出来る制度です。

◆閲覧とは

町に固定資産税を納めている人、または納めている人からの委任状持参の方が自分の土地及び家屋の評価額等を見ることが出来る制度です。

◆お願い

家屋等を取り壊した場合は、必ず家屋滅失（取壊し）申告書を出してください。家屋滅失（取壊し）申告書は税務課及び各支所にありますので、お気軽にご相談ください。

□問合せ先

税務課 固定資産係

TEL 74-2114



**収納代理金融機関名
変更のお知らせ**

4月1日に信用漁業協同組合連合会が合併し「青森県信用漁業協同組合連合会」から「東日本信用漁業協同組合連合会」へ名称変更となります。

これに伴って、町の収納代理金融機関（税金、水道料、介護保険料などを納付できる金融機関）の店名が次のとおり変わります。

◆店名変更した収納代理金融機関名

東日本信用漁業協同組合連合会
青森支店（新深浦代理店）
Tel 76-2511
（旧青森県信用漁業協同組合連合会本店 新深浦代理店）

※右記の店舗は、自動払込みによる収納に限ります。

□問合せ先

総務課
Tel 74-2112

**深浦町特定不妊治療費
助成事業のお知らせ**

深浦町では少子化対策の一環として、特定不妊治療を受けている夫婦に対して、治療に対する経済的負担を軽減することを目的に治療費の一部を助成します。

【特定不妊治療とは】

体外受精や顕微授精と呼ばれるもので、タイミング法や排卵誘発治療・人工授精などの一般不妊治療とは異なります。

◆対象となる方（申請日に左記4項目すべてに該当される方）

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦である。
 - ② 夫婦またはいずれか一方が一年以上前から深浦町に住所があり、実際に居住していること。
 - ③ 「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定を受けているもの。
 - ④ 町税の滞納がないこと。
- ※他市町村において同様の助成を受けている場合は、健康推進課へご相談ください。

◆助成額および助成期間

【助成額】

1回の治療につき、治療に要した費用から「青森県特定不妊治療費助成事業」により受けた助成額を引いた額（上限15万円または7万5千円まで助成）

【期間および回数】

青森県特定不妊治療費助成事業と同一（年齢により助成回数が変わります）

◆必要書類（左記の必要書類を健康推進課へ提出してください。）

- ① 深浦町特定不妊治療費助成事業申請書（ホームページからもダウンロードできます。）
 - ② 青森県特定不妊治療費助成事業交付決定・確定通知書の写し
 - ③ 特定不妊治療に係る医療機関発行の領収書の写し
 - ④ 各種照会に係る同意書（提出時にご説明の上、記入していただきます。）
- ※その他申請の際に必要なもの
：印鑑・本人名義の通帳

◆支給方法

申請審査後、交付の可否を申請者に連絡します。
交付決定の場合は、後日口座へ振込します。

□申請先・問合せ先

健康推進課
（深浦町保健センター内）
深浦町大字広戸字家野上104-1
Tel 82-10288

**「全国農業新聞」を購読
しませんか**

「全国農業新聞」は全国農業会議所で発行する農業総合専門紙で、農家の経営や暮らしに役立つ情報、農政の動きなどをまとめ、週1回ご自宅にお届けするものです。

購読料は、月700円です。購読を希望される方は、農業委員会事務局までお申込みください。

□問合せ先

農業委員会
Tel 74-4420

**「農業者年金」に加入し
ましよう**

「農業者年金」は、年間60日以上農業に従事する60歳未満の国民年金加入者の方ならどなたでも加入できる年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積み立て方式・確定拠出型ですので非常に安定的な年金です。

保険料は月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

国民年金と別に加入することで、老後の備えがより充実するものとなりますので、加入することをお勧めします。

農業者年金加入を希望される方は、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局またはJAまでご相談ください。

□問合せ先

農業委員会

TEL 74-4420

**農地の権利移転や
転用等について**

田や畑、樹園地、採草放牧地といった農地には、農地法などの法律により、自分の所有地であっても無断で所有権移転（売買や贈与）ができないことになっています。また、転用についても同様で、県知事などの許可なく行った場合は、厳しい罰則もあります。実際に昨年度他県において逮捕者が出るといったこともありました。

そのため、次のような場合には、まず農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局までご相談ください。

場合によっては、期間を要するものもありますので、お早めにお申し出ください。

◆農地の売買、貸し借りなど（農地法第3条、農業経営基盤強化促進法）

所有農地を耕作地として売買したい、貸したい、借りたいなどの場合。

◆農地の転用（農地法第4条）

所有農地に住宅を建てたい、植林や駐車場・資材置き場を作りたいというような、農地以外に開発する転用を行いたい場合。

◆農地の転用と農地の異動（農地法第5条）

他の人の所有農地を転用して住宅建築などの開発を行いたい場合。

◆農地の相続等（農地法第3条の3）

相続等で農地等を取得した場合。

◆農地の貸借の合意解約

農地の賃貸借契約を解約する場合。

毎月25日までに受付した申請書等は翌月の農業委員会定例総会（毎月10日前後）にて決定されます。詳しい日程については農業委員会事務局まで問合せください。

□問合せ先

農業委員会

TEL 74-4420

**旧優生保護法による優生
手術などを受けた方へお
知らせです**

昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に旧優生保護法に基づき不妊手術や放射線の照射などを受けた方に対して一時金として320万円が支給されます。

一時金の支給を受けるには、県の相談窓口へ請求手続きが必要となります。旧優生保護法による優生手術にお心当たりの方は、県の相談窓口までご相談ください。

また、請求手続きに必要な書類等は、青森県庁ホームページや厚生労働省ホームページでも、入手できます。

□問合せ先

青森県旧優生保護法

一時金受付・相談窓口

TEL 017-734-9056

受付時間

8時30分～17時15分

（土日祝日、年末年始を除く）

**山火事予防
青森県山火事防止運動強化
期間 4月1日～6月10日**

令和3年全国統一標語

「あなたです 森を火事から
守るのは」

森林は、木材生産のほか水資源のかん養、国土の保全、保健休養など各種の公益的機能をもっており、私たちの生活にいろいろな恩恵を与えてくれる緑の宝です。

これから春もみじの季節を迎え、山菜採り、ハイキングなど森林を利用する機会が多くなりますが、春の野山は乾燥しており、山火事が発生しやすくなっており、山火事が発生しやすくなっております。

大切な森林を山火事から守るために、次のことに注意してください。

- ① 枯れ草など火災が起こりやすい場所ではたき火しない。
- ② 農作業時など火の取り扱いには十分注意し、強風時や乾燥注意報が出ている時は、たき火などは絶対しない。

③ たき火などをするとき、周囲にも知らせ、一人で行わない。また、完全に消火するまではその場から離れない。

④ タバコの火は必ず消し、絶対投げ捨てない。

⑤ 火遊びはしない。

山火事の発生原因は、たき火やタバコの不始末などが多いことから、火の取り扱いに十分注意し、多くの動植物が育まれている大切な森林をみんなですくまなく守りましょう。

問合せ先

農林水産課 林業振興係

Tel 74-44411

県営住宅入居者募集の

お知らせ

◆募集住戸

① 新宮団地

（五所川原市若葉三丁目地内）

木造3LDK：1戸（1階玄関）

② 広田団地

（五所川原市みどり町五丁目地内）

鉄筋コンクリート3K：1戸

③ 新宮団地

（五所川原市長橋広野地内）

木造3LDK：1戸（特定公共賃貸住宅・1階玄関）

※申込者及び同居予定者の人数等の制限について①は3名以上

②は条件付きで単身から可。

一般は2名以上③は人数が2名以上で政令月額が158,000円以上487,000円以下に限る。

◆募集・受付・書類配布・説明期間

4月1日（木）～4月9日（金）

③は随時募集中（但し、入居者決定次第募集を締め切ります。）

（すべて土、日祝日を除く）

◆その他

入居するには入居基準があり、家賃は所得金額に応じて決定します。

【家賃】

① 新宮団地：21,500円

② 広田団地：10,800円

③ 新宮団地：58,000円

（一律）

※①②は令和3年6月1日入居予定です。

※③は令和3年5月1日入居予定です。

※駐車場は原則として1住戸につき1台です。

※2台目駐車場については空区画がある場合のみ貸出します。

※駐車場料金は、家賃とは別に徴収します。

※冬の駐車場や共用部分の除雪は入居者の皆さんで行っていただきます。

□申込先・問合せ先

五所川原市大字金山字亀ヶ岡
46番地18

青森県営住宅等指定管理者
株式会社

サン・コーポレーション
住宅管理係

Tel 0173-38-3181

（土・日祝日を除く）

**地域子育て支援センター
新年度利用者
募集のお知らせ**

地域子育て支援センター「ほほえみ」は、地域の方々に親しまれ、誰でも気軽に遊びに来て、子育てを通して笑顔あふれる日々を過ごせる温かい居場所となれることを目指しています。これからお母さんになられる妊婦さん、「子育てに悩み不安を持っている方や困っている方」、「友達づくりをしたい方」を応援します。

お母さん同士子育ての情報交換や、おしゃべり、おもちゃで遊んでリフレッシュできるの、どうぞご利用ください。（お母さん方にはコーヒーやお茶を準備してお待ちしています。）

◆新年度歓迎会

初めての方、大歓迎！赤ちゃん（生後2か月から）も大歓迎！申し込みは必要ありません。お子さんの必要なものを持って気軽に来越してください。（飲み物・少しのおやつ・着替え等）

① 4月13日（火）

9時30分～11時30分
会場：めぐみ子ども園内
「子育て支援室」

② 4月15日（木）

9時30分～11時30分
会場：深浦町公民館

◆保育体験

「保育園（子ども園）ってどんなところ？」「近くに友達がいなくて…」とお考えのお母さん、一度のぞいてみませんか？手遊びをしたり絵本を見たり、親子でゲームやおもちゃ作り、四季折々の遊びなどをして一緒に楽しんでいきます。

【日時・場所】

① 第1・3・5 火曜日
9時30分～11時30分
会場：めぐみ子ども園内
「子育て支援室」

② 第1・3・5 木曜日
9時30分～11時30分
会場：深浦町公民館

◆サークル活動

お母さんが中心になって、「ハンドベル」「手作りおやつ」「簡単な手芸」などおしゃべりをしながらみんなで楽しんでいきます。

【日時・場所】

① 第2・4 火曜日
9時30分～11時30分
会場：めぐみ子ども園内
「子育て支援室」

② 第2・4 木曜日
9時30分～11時30分
会場：深浦町公民館

◆ほほえみ広場

子育て中のお母さん、お子さん、妊婦さんのために、めぐみ子ども園内「子育て支援室」や園庭、深浦町公民館の施設の一部を誰でも気軽に遊びに来られるように開放しています。

【日時・場所】

① 火曜日、水曜日 9時30分～14時
会場：めぐみ子ども園
「子育て支援室」

② 木曜日 9時30分～14時
会場：深浦町公民館

遊んだ後は、お弁当やおやつを食べたり、お出かけの途中の休憩場所としてもご利用いただけますので、ぜひみなさん気軽ににお立ち寄りください。お待ちしております。

◆子育て相談

現在子育て中のお母さん、お子さ

んのことでお困りのことはありませんか？一人で悩むより、まずは相談してみましよう。

【相談受付日時】

① 電話相談・面接相談・訪問相談
毎週月～土曜日 9時～17時
（土曜日は9時～12時）

② 手紙相談

随時受付しています。

※ただし、面接相談・訪問相談は予約が必要です。また、電話相談は匿名でも受付します。

相談電話番号 76-2039

◆子育て研修会（月1回）

子育てが楽しくなるお話や子育ての参考になる遊び、料理作り、ミニコンサート等を開きます。日時、内容などは、ほほえみ通信やポスター等でお知らせします。研修会の参加は、基本的に無料です。（活動内容により別途負担有り。）

□問合せ先

地域子育て支援センター
『ほほえみ』

TEL 76-2039
FAX 76-2063

※コロナ拡大に伴い、活動ができなくなる場合があります。

こころの相談

不眠、不安、憂うつ、仕事が手につかないなどの悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

■相談日 毎月第2木曜日 受付時間 13時～14時

■令和3年度 こころの相談日程（令和3年4月～令和4年3月）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10

※電話等により事前の予約をお願いします。

■相談担当 精神科嘱託医、精神保健福祉相談員

■相談場所 五所川原保健所（〒037-0056 五所川原市末広町14）

□問合せ先 五所川原保健所 健康増進課 精神保健福祉担当

TEL 0173-34-2108 FAX 0173-34-7516

深浦消防署・岩崎分署

令和3年

春の火災予防運動

令和3年4月12日（月）～4月18日（日）

『統一標語』

その火事を防ぐあなたに 金メダル

県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。春は風が強く空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。日頃から防火を心掛け尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。

☆消防車両等による春の火災予防パレードを実施します！

日時・・・4月11日（日） 午前9時～

林野火災予防にご協力ください！

春は行楽や山菜採りのために山に入る人が増加するほか、農作業に由来する枯れ草焼きなどが頻繁に見られます。林野火災の原因の多くが人間の不注意などによることから、

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ・ 火入れを行う際、許可を必ず受けること。
- ・ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸がらは必ず消し、投げ捨てないこと。
- ・ 火遊びはしないこと。



1人ひとりが森林の大切さを認識し、防災意識を高めることが最も大切です。貴重な森林を山火事から守るため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

《お問合せは深浦消防署または、岩崎分署 予防係まで》

《 Tel 深浦消防署：74-2994 岩崎分署：77-2119 》

法テラス鯉ヶ沢通信 vol. 62

■法テラス鯉ヶ沢法律事務所の概要

所在地 〒038-2761

鯉ヶ沢町舞戸町後家屋敷9-4

鯉ヶ沢町総合保健福祉センター内

時間 9:00～17:00（土・日・祝日は休業）

業務 ・有料及び無料法律相談（要予約、無料相談は条件有り）

※高齢者や障がいのある方など、法律事務所へお越しいただくことが困難な場合は出張法律相談ができる場合があります。

・訴訟手続代理業務や債務整理代理業務など事件の受任



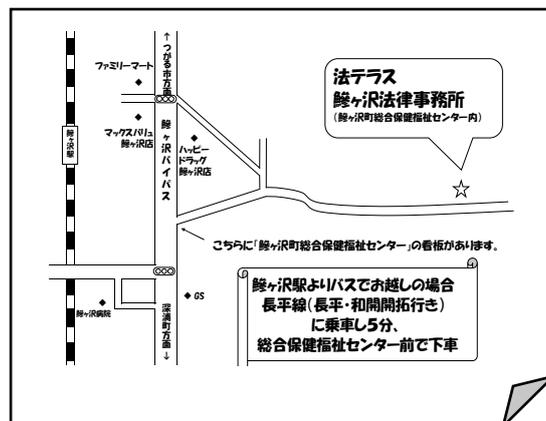
遠藤弁護士

～遠藤弁護士一言メモ～

自動車の運転には、自動車賠償責任保険（自賠責）への加入が必須ですが、弁護士としての経験からは任意保険にも入っておくことを強くお勧めします。損害賠償の支払いで必要になるのはもちろんですが、保険会社が相手と交渉してくれるというのも大きいです。「自己の訴訟に善い裁判官となれる者はない」と言われるように自分の状況を客観的に考えられる人はいません。面倒な交渉は他人に任せてしまいましょう。

□問合せ先 法テラス鯉ヶ沢法律事務所

TEL 050-3383-8369



「看護のお仕事移動相談」を開催します

青森県看護協会ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員が最寄りのハローワークに出向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

■ハローワーク五所川原

開催日：4/28（水）・5/26（水）・6/23（水）・7/28（水）・8/25（水）・9/22（水）

時間：9時から11時30分まで随時受付

■弘前就労支援センター（ヒロロスクエア内）

開催日：4/19（月）・5/17（月）・6/21（月）・7/26（月）・8/16（月）・9/27（月）

時間：13時30分から16時まで随時受付

青森県ナースセンター（青森市）では月曜日から金曜日の9時～16時まで、来所・電話・メール等で随時、相談を受付けています。どうぞご利用ください。

□問合せ先

公益社団法人青森県看護協会 青森県ナースセンター

〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階

TEL 017-723-4580 FAX 017-735-3836

メールアドレス aomori@nurse-center.net



ふかうらまちカレンダー

4月

☐問合せ先 総合戦略課 企画調整係 TEL 74-2122

★は深浦町公民館活動

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
28	29	30	31	1	2 ★深浦婦人会 (19時～)	3
4 ★将棋愛好会 (10時～)	5 ★日本教育書道 会書道教室 (15時～)	6	7 ★サークル「人 形」 (11時～)	8 ★支援センター ほほえみ (9時30分～) ★拳舞の会 (13時～) ★光楓書友会 (18時～) ★油絵愛好会 (19時～)	9 ★花咲会 (10時～)	10
11	12 ★パッチワーク 愛好会(10時～) ★新日本補聴器 (13時～) ★日本教育書道 会書道教室 (15時～)	13 ★楽陶会 (9時～) ★エコクラフト 愛好会(10時～)	14	15 ★楽陶会 (9時～) ★支援センター ほほえみ (9時30分～)	16 ★料愛クラブ (9時～)	17 沿道美化清掃
18 ★将棋愛好会 (10時～)	19 ★日本教育書道 会書道教室 (15時～)	20 ★楽陶会 (9時～)	21 ★サークル「人 形」 (11時～)	22 ★楽陶会 (9時～) ★支援センターほ ほえみ(9時30分～) ★拳舞の会 (13時～) ★光楓書友会 (18時～) ★油絵愛好会 (19時～)	23	24
25	26 ★パッチワーク 愛好会(10時～) ★日本教育書道 会書道教室 (15時～)	27 ★楽陶会 (9時～) ★エコクラフト 愛好会(10時～)	28	29 昭和の日	30	1